

鳥取県令和の米増産緊急支援事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (知事が定める日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは

・間接補助(市町村が間接交付主体):

市町村が納品や施設の完成を確認し検査を終了した日又は間接補助金の支払日

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内または4月20日)

○実績報告は、下記提出先へ郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告が提出され、事務調査終了後、速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

	所属	電話
問合せ	農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7276
提出・ 問合せ	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003